

第三回國會 衆議院 水産委員會議錄 第一一號

昭和二十三年十一月十日(水曜日)

午前十時十七分開議

出席委員

委員長 西村 久之君

理事官水格五郎君 理事藤原繁太郎君 理事馬越 晃君

石原 國吉君

關内 正一君

夏堀源三郎君

矢後 嘉藏君

外崎千代吉君

出席國務大臣

農林大臣 周東 英雄君

出席政府委員

水産廳長官 飯山 太平君

委員外の出席者

水産廳次長 藤田 巖君

専門員 小安 正三君

本日の會議に付した事件

國政調査承認要求に関する件

水産業協同組合に関する法案について説明聴取

○西村委員長 それではこれより會議を開きます。

昨日全員の御希望によりまして農林大臣の出席を促しておいたのであります。きょうの聯合を願ひまして御出席を願ひましたので、各員の御希望に基づきます。特に水産人の熱望いたしてあります水産業協同組合法案並びに水産業協同組合法制定に伴う水産團体の整備に関する法律案、これに関連いたします漁業權臨時措置法の経過並びに政府の御方針を大臣より伺い

たいと存じます。

○周東國務大臣 ただいまのお尋ねにお答えをいたします前にちよつとごあいさつを申し上げます。

このたび政変にあたりまして、私が時局下最も重要な農林の仕事をあずかることになりました。今後皆様の絶大な御鞭撻と御支援を得なければならぬ点が多々あると存じます。どうぞよろしくお願ひをいたしたいと思ひます。(拍手)

ただいまのお尋ねの点であります。実は水産業協同組合法案の提出につきましては、今日までずいぶん遅れておるのであります。いろいろの事情はありましたが、とにかく戦時中でありました各種團体法規の民主化の線に沿つて、農協協同組合法案等はすていで実行済みであります。水産の方は非常に遅れております。それがために漁村における各種の水産業に関する問題の解決にいたしても、その他一般水産業界における業界の意思の反映にいたしても、中心がないので、非常に業界におかれましても遺憾されておつた点であります。このたび新内閣ができました今日、早急にこれを實現することが水産業界の一般のために最も必要であるとして存じます。この臨時議會はおそらく今期も短かいことではありますので、いかかとは存じましたけれども、至急にかこれ提案いたしました。皆さんの御協力によつて短期間のうちに早急に成立させたい、かように存じまして、昨

日本水産業協同組合法案及びこれに関連する善後処置の法律、二案ともに提出をしように閣議で決定をいたしました次第であります。大体の法案そのものは、すでに事務的にはできております。目下關係方面と折衝中でありまして、近くそれも終ると存じます。できるだけ早い機会にこれを皆さんの御手もとに提出して、御審議を願うような運びになつておりますことを申し上げておきます。

○石原(團)委員 ただいま協同組合法案のことにつきまして、大体の御説明をいただいたのであります。もう閣議で決定をされたという大臣の説明であります。決定以後にその筋との折衝がまだあるといたしますと、あるいはそのために提出ができませんようになるのではないかと、結局それは提出ができませんものであるかという点をもう一應承つておきたいのであります。なおこの機会に私は幸いにも水産に最も理解のある新農林大臣が就任されたので、非常に水産行政の問題で前途に期待をもつておるものであります。つきましてはわれわれはかつてより水産省を設置するといふことを目標にいたしまして、そうして參事院とも一致した方針で進んでおつたのであります。時至らずしてかろうじて水産廳ができたのであります。しかしこの水産廳の今の機構では、断然満足はできないのであります。どうしても水産省もしくは總理廳直轄の廳として、長官が閣議に列席し得ることにならなければ、わが國の水

産はわれわれの期待しておるようにはまだ今の國情に副う重要な水産が發達するといふ域には達しないと考へるのではありません。この機会に省もしくは總理廳直轄の廳にしたいと考へるものであります。委員が一致した意見で現われる場合には、農林大臣は快くこれに対して共鳴をしていただいて、そうしてその目的を達するやうにということをお願いしておるのであります。これに対するお考へをこの際承つておきたいと思ふのであります。

○周東國務大臣 最初のお尋ねにお答えいたします。大体法案そのものの実体については異議がないようでありまして、おそろしく近く提案ができると思はせておきます。第二の点であります。私が、お話の通り私も水産業といふものが日本の將來の食糧問題の解決上大きな片棒をかつくものであるのみならず、水産業界の性質といたしまして、單に日本の水産業でなくて、國際的ないろいろ問題をもつている水産業の問題に關しまして、その行政機構につきましても、ただいまのような御意見の出ますことはごもつとも考へます。しかし行政機構の全般につきましては、今日の日本といたしまして、大きく根本的に考へなす必要のある部分もあるやうであります。それらをもを総合的に考へたときに、ただいま私としても努力をいたしたいと考へております。

○庄司(産)委員 石原先輩のお言葉でいただいた水産委員の意向は盡きておるわけではあります。私も一言農林大臣並びに水産長官に対して希望を申し上げたいと考へるものであります。從來の日本の農林行政、水産行政のうち、いつでも水産行政はまづ子扱いにされてきたといふのは一般の感じでもあります。しかし昨年以來の水産委員会の動きといふものは、大臣も御承知の通りなか／＼活発でありまして、水産廳問題にいたしても、幾たびかデッドロックに乗り上げましたが、これを突破した。そして曲りなりにも今日の水産廳というものが外局として獨立したといふことは、ここにおります各先輩並びに水産委員会の努力の結果であるといふことをわれわれは自負しておるのであります。また水産委員会にいたしても、御承知の通り各省一委員会という建前に対して、ただ水産委員会のみが獨立していたといふことは、画期的な問題であらうと思ひます。これもわれわれが板子一枚の上におるいわゆる乗合船と申しますか、われわれのほんとうに党派を離れた日本の水産の發展のためへの、おのれをむなしくした献身的な努力の結果であると私は信ずるのであります。こうしたわれわれの態度を十分大臣も水産長官も御了知いただきまして、もし水産廳問題のときのごとく、事務当局だけで解決ができないならば、水産委員会の総意をもつて關係方面にも徹底的に体当たりしてよく考へてありますから、ど

第一類第十二号 水産委員會議錄 第二号 昭和二十三年十一月十日

うか大臣はほんとうに心から水産業発展のために、閣議において強い態度をもつて臨んでいただきたい。われわれはそれに対して野党、野党というけちな問題でなく、ほんとうに心から日本水産業発展のために御協力することを惜しまないことを私は申し上げて、ごあいさついたします。

○川村委員 水産業協同組合法案並びにこれに伴う整備法案その他漁業権に関する臨時措置法案の提案になりますにつきましては、ただいま農林大臣から、るる説明がありましたので承知いたすのでありますが、まことに水産委員各位にとりましては喜びに存じておる次第であります。ところが聞くところによりますと漁業法に関する法案の今国会への提案には難関があるということでありまして、その内容におきましても、まだ某方面の御了解もないというふうなことも聞いておるのであります。もちろん漁業に関するところにつきましては、この漁業法が根本となりまして、相当めんどうであることは私にはよく承知しております。これまでは水産廳の事務当局が終始研究をしてま

いつたのでありますけれども、いまだに漁民の総意にも滑りない点もあるということを聞いております。さらに某方面の御了解も得にくい点もあるということも聞いておるのであります。この点からいまして、私は委員会といたしまして、一段と事務当局とともに研究する必要があるのじやなからうかと思ひますので、今国会に出ない、そして今度の通常国会までの相当の時間がある間、ともに研究することるの機関をつくらうか。言いかえれば、この常任委員会に小委員会を

設置いたしましたして、そして水産廳事務当局と見合つてみたらどうかという意見も持つておるのであります。この点について農林大臣の御所見を伺います。これが第一点。

次に魚價の問題であります。今年の物價改訂によつて、魚價も改訂されたことは事実であります。しかしながらその後資材の騰貴によつて魚價がこれに沿わない点もありません。さらに今後賃金ベセスが改訂になりますと、漁民の生活水準もおそらくかわつてまいらうと思ひます。こうしたような点から魚價の改訂が必然的に起る問題だと思つておりますが、この点について今から小委員会でも設置して研究したらどうか。さらにもうすでに暮も迫るのであります。通常統制がない時代でも十二月並びに正月といへば魚價が騰貴するものであります。昨年もその緊急措置として魚價の値上り、いわゆる價格を大幅に改訂したというふうなこともありますので、これらの点について農林大臣並びに水産長官でもよろしいですから、御所見を承りたいと思ひます。

○周東國務大臣 ただいまの漁業法の改正は閣議のお尋ねでもあります。実はお話の通り漁村の問題、水産一般に関する問題にいたしまして、水産業協同組合法案のものとは漁業法基本の法律とが、希望を言えば同時に提出されて、同時に早く施行を見ることを最も希望したものであります。このものは漁業政策の遂行にあたりまして車の両輪のようなものだと思ひます。ただいままで提案する運びに至つておりません。しかし御承知のように、前

内閣の末ごろでありましたと思ひます。が、漁業法改正案要綱でありましたかを、新聞紙に前内閣は発表されたようであります。この点は前内閣の民主的な行き方に対して私は敬意を表しております。おそろく完全に準備はできなかったが、これを新聞に発表されて廣く世論に聞かれた、その手段だと思ひます。従ひまして、最も必要のところの漁業権等を含んだ基本の法律につきまして、今後におきましてもより完璧なものにするために、各方面からの御意見を伺ひまして、そのよい点をとり悪い点を捨てて完全なものにして、できれば通常議會に出したい、かように考へている次第であります。ただいまの御提案のように水産委員会におかれまして小委員会等をおつくりになりまして、御検討をいただくことは最もけっこうなことと存じますので、そういうふうなお運びができれば、政府の方といたしまして喜んで出席いたしたい、御懇談なり御意見の交換をいたしたい、かように考へている次第であります。

なお魚價の問題であります。なるほど漁業用資材等の騰貴にかんがみまして、また賃金水準等の変化がありますれば、魚價がそれに相当するように引上げられなければ経営が成立しないといふことはよくわかりますので、一般的な物價、賃金水準等の動いた場合における準備として、小委員会等において御研究いただくことは最も歓迎いたすところでございます。そういうお運びができますればこれにも当局としては参加いたしまして、意見を申し上げます。○富永委員 大体大臣から伺ひました

ので了承りました。特に取上げでお伺ひしておきたい問題は、新聞紙上にもしばしば出ましたし、水産廳の方から聞いたことでもございませうが、総合配給を十月一日から実施するというのが十一月一日になつたというのであり、さらにそれが延びていくというふうな聞いています。水産委員会ではそういう機構の改革をしようといふことに必ずしも反対するものではない。しかしぜひ委員会には、一應その内容等を示してはかつてもらいたいといふことを、眞官は御承知ないけれども、前の水産局長から局長にも話して、そういう話合ひになつては、いまだにわれわれの方にそういう話がない。しかしこれは実施する考えであるが、まだわれわれに話がないので、そのうち話を考へておられるのか。その点をお伺ひしておきます。

それから最近新聞紙で見ますと、閣議でもお取上げになつておられるように聞いておりますが、野党の統制をはずすのだというのであります。こ

ういうふうなことも私どもの委員会の立場から申し上げますれば、やはり委員会にそれをおはかり願ふことが必要じやないかと考へているのであります。この点に対してははたしてそういう御意図があるのか、ないのか。あ

るかとすればどういふおとりはからいをするか。この二点についてお伺ひいたします。

○西村委員長 ちよつと富永君におはかりいたしますが、農林大臣は例の問題で閣議を急いでおられるのであります。それで漁業協同組合法に關係の遠い問題はあとの議会にお尋ね願ふこと

に御了承願ひたいと思ひます。それでこの際皆さん方におはかり申し上げまして、御賛成を得ますれば、大臣の御意見を委員長としてお尋ね申し上げてみたいと思ひるのであります。それは協同組合法の關係法規三法案をこの議会に提案される運びになる、あの程度の確信をもたれた農林大臣の御意見であるのであります。御承知の通り会期が非常に短いのであります。いつ出てまいりますか、なるだけ早い時期に出ることを私どもは念願いたします。短い期間に審議をしなければならぬように都合によつてはならないとも限らぬのであります。従ひまして大臣の方の御關係で差支えがないといたしますならば、皆さん方の御同意を願へますならば事前審査という意味で今政府のこしらへてありまする案も私どもにお示しを願ひまして、本案は提案の際にあらためて正式の審議はいたしますが、事前の内容の審査をする必要を感ずるのじやないかと私は考へるのであります。皆さん方の御同意があり、当局の方でそのようにやつてよからうということでありませうならば、事前に審査にはいたしたいと思ひますが、いかがいたしましてよろしいかと。

○養成と呼ぶ者あり ○西村委員長 御意見ないようでございます。から次の会に事前審査にはいたしたいと思ひます。大臣は今の問題の促進方のためにお急ぎを願ひなければならぬと存じますので、おひまをあげていただくことに御了承願ひます。先ほどの富永君のお尋ねに對しまして水産廳長官より発言を求められております。

○飯山政府委員 たいま富水さんからの御質問が二つあったのであります。最初の統制、総合配給に關しまする点であります。たいま御意見の通り、むしろ本委員会におはかりして、しかるのちに各生産、消費並びに配給方面の關係者の意見を求めるのが順序であつたかと私も存するのであります。しかし議會との連絡が私どもの行き届かないためにとれずにおりましたことは、この点まことに相済みないと思つております。たいま十月、十一月に延びているというお話もありました。そのために特に新出荷機關あるいは荷受機關にいろ／＼な迷惑をかけておることも私は承知しております。しかしもし十分に生産、消費、配給諸關係の方面の意向を實に実施するということになりますと、その結果は非常に混乱する。犠牲も拂うというように私は考えましたので、ちようど私が発令を受けて間もなかつたのであります。ですが、できるだけ意見を廣く求めて、そして大体これならば支障なく実施できるだらうという見当をつけてから実施すべきではないか、そう急ぐ必要はないと私は考えたので、十分に意見を求めたのであります。従来水産廳といたしましては地方の各地についての調査と申しますか、意見を求めるということが非常に欠けておつたように思つております。それで先般も次長に山口縣の方に出てもらつた際に、九州と山口縣方面の生産地の意向を質してみました。それからなお統制課長は大坂、神戸、あゝい、阪神地方の消費地としての意見を求め、さらに東京におきましては、生産關係もありすが

消費關係につきまして、新出荷機關あるいは荷受機關についての意見をたいま求めつつある。そういう事情でありますので、本委員会に對しまして連絡を欠いたことは、先ほど申し上げましたようにまことに遺憾に私も思つております。先ほど川村さんからも小委員会をつくられて事務局と十分な連絡、協力のもとに進みたいという御意向に對しては、私もぜひさういふうにしたい。少くとも今後水産廳はぜひそれをやらなければならぬと私は考えておりますので、今の総合配給の問題につきましても、できますれば小委員会をつくらせていただき、できるだけ密接な連絡をとつて、実施機關につきましても御相談申し上げたいと思つております。

それから第二の野菜の統制の問題であります。この野菜の統制については大臣から、いまだわかりませんで研究中だということでありまして、加工水産についてはいろ／＼冷蔵品その他の塩干品の方面からも陳情書が出ております。統制という問題は筋の關係で遺憾ながら私も思うことを申し上げることはできないのであります。が、しかしこれらについては實際の生産者の実情も私もは拜承して、その声にできるだけ應ずるような考え方をしたい。それについても先ほどの小委員会ができましたらば、さういふ委員会におきまして、十分連絡をとつて遺憾のないように進めていきたいと存じております。

○夏堀委員 現下の漁業経済の行き詰まりについて打開策があるかどうかという点についてお伺いいたします。御承知の通り潮流の変化あるいは金詰

まりというふうなことで、漁業経営は完全に行き詰つたと私は考えております。もしこれに對する何らの打開策を講じなければ、漁業は全然成立たないのではないかと、ある方面ではすでに船の賣物がある。つぶそうとしておる者もある。しかるにこれに對してどういふ方法があるかという点、これが漁業の場合であれば災害に對する対策もいろ／＼講じられておりますが、水産に對してはその時々々の潮流の要調といふような事態によつて生ずることがある。その潮流も何とか直るだらうという期待をもつてしたところで、それはいつ直るかわからないというふうなことで、結局する／＼深みに入つていくのではないかと、たいまの質問の中にもありました通り、これに對する対策は漁價の改訂ということが一番手取り早いのではないかと思つております。して、これを特に十二月前に何かの方法で改訂を迅速にやつていただきたいと思つております。なお金融の問題ですが、これは非常に大きな問題になつております。各漁村ではせつ／＼とつたものでも、例を挙げるためにたとえてみますと、公定價格さへそれを維持することができなくて、結局商業資本にこれをまかせて安く賣らなければならぬ実情になつております。資材がせつ／＼配給になつてもその資材を購入する資金がないという状況にもなつておる。これに對してはこの前に局長より何か漁業手形を考へるといふ説明も承りましたが、農業者手形は実施されておるが漁業手形に對してはまだ実施されておらない。この点についてどういふように考へておられるか。水産の金融対策として中央の荷受機關に對して

は積極的の金融の道を講じておるのか、ごとくに聞いておりますが、地方に對してはまことに粗漏である。これは一体どういふわけなのであるか。中央に集荷を達成するのが目的であるのかどうか。しかし私は中央のみ集荷するといふことよりも生産を増強することを目指す第一に考へなければならぬのではないかと思つております。漁村の金融の面は非常に重大問題化しつ／＼あるのであります。特段の考慮を拂つていただきたいといふことを要望いたします。この点に對する何か適當な対策をお考へになつておられるかどうかをお伺いしたい。

○飯山政府委員 たいま夏堀さんから漁村の非常に窮迫している実情を詳細にお話がありました。その中に一番重大な金融の問題に對して當局として御質問の如くに拜聴いたしました。漁村の金融及び一般水産に對する金融が非常に貧弱であることは、私も當局者としてまことに遺憾に存じております。金融に對してのこれまでの努力が十分でないことも、私十分に承知しております。私といたしましては、微力ではありますが、この点に特に努力をいたしたい、こゝろ考へております。たいまの漁業手形の問題であります。ただいまの相當研究を加へ、大藏當局並びに金融機關方面との折衝の結果は、漁業手形の運用はよろしいが、この漁業手形の回収に對してどうするか、農業者の方はその点に非常にはつきりしておる、收穫物のつまり取引の場合にそれから支拂いをして行く、水産の方は漁獲物を一定の場所において必ず取引ができる、こゝろのことであれば、

必ずしもこの問題は解決ができない問題じやないと思つておりますが、もし一定の場所に限つておいて、その漁獲物がそこに入らない、他にそれが入る、こゝろのことになつたときに、その回収の道が非常に困難じやないか、この回収方法に對しての対策が、案がはつきりしたものができれば、これによつて漁業手形の実施は必ずしも困難でないような実情になると思つて、この漁獲物をいかにして正確に回収をさせるか、この点を目下実は研究いたして、おりました。もしこの点に對して皆様の御高見を拜聴できますならば、私としてはたいへん仕合せと存じます。それから大体水産の金融は施設設備に重きを置かれて、實際に運轉資金に關しては非常に少いのであります。ことにこの沿岸に對するあぐり網であるとか定置とかいふような、その漁業資金の大半が漁具にある事業に對してはこの点非常に困るのであります。われ／＼といたしましては、これらの重要な点が漁具にあるといふようなものに対して、ぜひ施設の一部と見てほしい、こゝろをかねて要望しておつたのであります。が、幸いにこの定置の漁具だけは一應短期施設として見よう、こゝろのことと第二、四半期から定置の方に十分出る、また第三、四半期においても、これは研究中であります。一億五、六千万円の資金を出そうと、こゝろのことになつております。しかし現在の水産に要する資金は、沿岸漁獲では、あぐり網と定置で、私の概算では三百億くらゐの資金を要するのではないかと考へます。その巨額の資金に對して、

かりに各方面にわずかに一億くらゐの出たところで、これは問題にならぬので

あります。この点については、十分皆さんの実際に即しての御意見を具体的に拜聴いたしまして、私としては何とかしてこれが具体化に努力したい、具体的にどうするという案も申し上げないのであります。さように考へておりますのでその点だけを申し上げておきたいと思ひます。

○石原(委員) ただいまの金融の問題であります。定置漁業の一億円、それを各府縣に割当てて、この割当てたものを業者はまず地方の金融機関から借入れの交渉をしている、こういう実情であります。また以西の底引その他の金融もおよそそういう状態でありますが、これは昨今の実情であります。地方の金融機関は約三分の一かたか、半分までは融通力はあるようでありませうけれども、それ以上は融通の道がない。ところでたとえばある地方に五千万円の割当があつても二千万円しか借りられない、あとの三千万円は中央へ来て、復金は例の昭和電工などの関係で萎縮してしまつて貸出しはしない。こういうのが実情であります。そうならばわくだけついても実際に漁業者の手には金は入らない。そしてたゞいま迫つてくるまぐろの漁期にも、沖には船は仕込む資金がないから出られない。これが実情であると思ふのであります。これをどうするかというところがたゞいま目前に迫つておる問題でありまして、政府はわくを出しても民間で借りることができなければ、政府が貸し出す道をつくつてやらなければ結局むだなことをしている。水産廳においても、どこへどれだけ、何にどれだけとわくをとることに努力されても、とつたわくが実現できない

という場合にはむだになるわけである。このむだを起さないようにするということも今日の急務であると思ふのであります。たとえば非常に努力の結果果農林中央金庫から四十億円のわくができた。その金を地方の漁業会を通じてなければ借入れはできない。その漁業会へ一つのまぐろ業者から申し込むと、それではかつかつ、さんま業者も申し込むといふことで、申し込みの競争になつて、結局その漁業会は一つも借入れることができなくなつておるのが実情であります。そうしたならば中央金庫の四十億円のわくは無用の長物である。こゝ言わなければならぬのであります。実際にわくをつくと同時に、その金は漁業者の手に入るということにしなければ、本当のむだをやつて日を費して漁業のためにはならない。この点をどうするかといふことを急速にやつてもらわなければならないと思ふのであります。従つて私はこの際委員長に要望するのであります。次の早い機会に、大蔵省初め復金その他の金融部門の人にこゝへ出席を求め、われわれは直接その人々との間に意見の交換をしてみたいと思ふのであります。早急はそれよりはからい希望するものであります。

それから魚價の問題であります。もうすでに年末が迫つておるのであります。この例外價格をつくるというところは、今年も必要であると思ふのであります。それならば早速この價格をきめて公表することが必要である。ただいままぐろの漁業者は仕込み資金の困難と油の困難のために、約二割くらいしか出漁できないのであります。あと八割は、それらの支障のために手を

つかねておるといふ実情であります。従つて例外價格を早くきめて公表したならば、それで仕込み資金の融通の道もついでくる、漁業者も元気がついて出漁するということになると思ふのであります。これを急速にやつてもらいたい。これには物價廳のその係りの人をこの委員会にきてもらつて、そしてこの問題を十分検討したい。従つてこの物價廳の關係官を呼ぶことをここに委員長に希望いたします。

もう一つ油であります。現在も水産廳の油の係りのところに行つて聞いてみますと、これも非常な激減であります。そうしてまぐろの漁に割当てる油と、急速に起つたさんまの揚げ網に充てようといふ油の問題のために、かえつて両方とも迷ひを生じて、出漁に困るといふ実情にあると思ふのであります。従つて油の關係の人も当日にこゝへ来てもらつて、よく説明を聞き、また善後の処置を定めるようにしたいと思ふのであります。この三つの希望を申し上げておきます。

○飯山政府委員 ただいま石原さんの三つの問題のうち、金融の問題についておつと御参考申し上げておきたいと思ひます。かつお、まぐろの連合会から、先日日本銀行からの三億三千万円の融資の点につきまして、会長以下十名いらしたのであります。その際一すでに宮城縣においては割当額を金融されておるのであります。靜岡縣では日本銀行の本店の方のわくを、従来よりそれだけふやしてもらわなければ日本銀行は出せないのだ、本店からわくをふやさせるようにひとつ水産廳で話してもらいたい、こういうことでありました。三億三千万は、大休希

望の額は融通ができるようだ、靜岡だけがそういうことだつたといふことを伺つております。あの融資に對しても、水産廳から日本銀行總裁に對して融通を願ふこと、さらに總裁から各地方の支店に水産廳の申し出をいれたといふ通牒を發してくれといふことで、連絡をとつて進めておるのであります。お話のように金のいる場合は非常に急ぐのであります。手続が非常に長引くために、せつかくできたときにはその時期を過ぎるといふことは、私どももよく痛感しておる点であります。今後いづれ關係金融業者が本委員会に出席になりましたときには、私どももその迅速なる實際の貸付を進めるような策について協力を求め、またわれわれとして具体的な方法を考へたい、こういうふう存じております。

○鈴木(善)委員 長官が新任せられたこの機会に、多年の懸案でありました漁港政策の確立につきまして、私の意見を申し述べ、かつ御当局の今後の御方針を承りたいと思ふのであります。

漁業の再建復興の上に漁港の整備拡充が非常に重大な要素であることは申上げるまでもないこととあります。しからば今日までわが國の漁港政策が、農林、運輸兩当局の間におきまして何らの連絡調整ができていないために、非常に計画的な修築復旧が行われていない。これは非常に私どもの遺憾として、そこには非常に大きな差があり、低い率に押しつけられておるという不合理と、それから内務省時代からの慣例に基く分野の不明確という二点に歸結いたすものと思ふのであります。どうか今後水産廳におかれましてはこの点を

れをやつておる。もとより農林省におきまして、一部地元及び縣の申請に基いて取上げる面もあるのでありますけれども、補助率の關係から助成の率の高い運輸省關係に多く申請がされて、運輸當局の手によつてこれが行われておる。ただはつきりしている点は、現在工事を進行中の農林省關係の漁港、船たまりの場合に限り、これを當然農林省が取上げるということだけが明確になつておるのであります。その他は地方地元の申請に基いて運輸、農林兩當局がそれぞれ別個にこれを取上げておる。全般的に申し上げますと、ただいま申し上げましたように補助率の關係から運輸當局に多くの場合これが取上げられておる。こういう關係にあるのであります。私どもの漁業政策と密接不可分の關係にありましてこの漁港政策は、當然水産廳において総合的な観点からこれを取上げべきものだと考へておるのであります。それを商港あるいは重要港、避難港等と同じように、水産業に對し、漁業政策に對し何らの知識も持たない運輸當局によつて、これらが無計画に取上げられておるということは、今後の漁業の發展の上からみて、きわめて遺憾な点であると思ふのであります。これははつきりしたります。これははつきりしたります。これに、漁港船たまりに對する補助率において、運輸省その他の取扱ひますところの商港、避難港等と比較いたしますと、そこに大きな差があり、低い率に押しつけられておるという不合理と、それから内務省時代からの慣例に基く分野の不明確という二点に歸結いたすものと思ふのであります。どうか今後水産廳におかれましてはこの点を

今後水産廳におかれましてはこの点を

十分御認識いただきまして、補助率を漁港船たまりといえども、その他の商港等と同率に取扱うこと、及び運輸省の所管と農林省の所管とを明確に一線を画して、総合的な漁業振興対策の一環としてこれを取上げていただくという趣意を強く要望してやまない点であります。

その次は漁業に対する労務加配の問題であります。十一月から労務者に対する加配米は大幅に引上げられて、その範囲も拡充されておるのであります。私も、私どもがかねて要求してまいりました漁業者に対する労務加配の問題、特に現在まで全然顧みられなかつたところの沿岸漁業者に対する労務加配を、どういふくあいに政府では今後取扱つて行く御方針であるか。沿岸漁業者はなるほど生産の零細性と申しますか、労働力に対してその生産量は低位にあるのでありますけれども、労働の面からいいますと、機械力等を利用しますところの遠洋漁業の場合よりも、なお一層労働一本に依存しているという関係にあるのであります。私どもはこのような非常な超重労働になります沿岸漁業者に対して、この機会に労務加配を確保するという趣意を特に要望いたしたいのであります。

その次は取引高税の問題であります。これは自由党内閣は取引高税の撤廃を公約いたしておるのであります。が、私どもは全面的な取引高税の問題は、大きな観点からこれを別に取上げるといたしまして、水産関係の取引高税の面から見まして、現在の取引高税の取扱いのわく内におきましても、水産の一部加工品が当然課税の対象からはずされるべきものが取引高税の対象

になつておる。これを非常に私どもは遺憾に思つておるのであります。大体取引高税は当初重要物資調整法の適用を受けるものは、原則として取引高税の対象にしないという見地に立つておつたように思ふのであります。現在國家の要請から指定物資として統制されておるところの水産加工品が取引高税の対象になつておるといふような、非常にへんばな取扱ひを受けておるのであります。これを全般的な取引高税の撤廃にかんがかわらず、早急にごのような一部の水産加工品の課税からの解除という点についてどういふ御方針で進んでおられるか、その見通し等を承りたいと思ふのであります。

それから先ほど金銀の問題が出ておりますが、生産地におきまして鮮魚の出荷機関が鮮魚を出荷いたしました場合には、荷受機関から代金がいりままでの間、金融を受ける道はやや開かれておりました。幾分でも金融の道がそこにあるのであります。加工品に對してはその措置が講ぜられていない。少くとも指定水産物につきましても、指定集荷機関があつて、これを統制しておるものに関しましては、何らそこに鮮魚と差等をつける必要は全然認めがたい。しかるに加工品については、それが指定集荷機関に集荷されま

して、荷受機関に出荷した場合に何ら金融の道がそこにあるかといふことも、漁村における金詰まりの一つの原因であります。こういう具体的な不合理に對しても適切な措置をすみやかに講ぜられることが必要だと考えておられます。これらの四点につきまして御方針を承りたいと思ふのであります。

○飯山政府委員 今鈴木さんからの四つの点につきましてお答えいたします。第一の漁港に関するところであります。漁港の重要なことはただいまお話の通りでありまして、水産廳におきましても、従来漁港は重要な部門として扱つておられます。特に漁港課も新設されて、その方面の要望に應へるように進めたい、こういうように進めたい、こういうように考えておられます。が、今の補助率の問題で、運輸省関係と非常に差がある、そのために船たまりその他の漁港の関係がその方に行く、というようなことに相なることはまことに遺憾なことであります。現在漁港課において皆さまの要望に答へるよう計画を立てておられます。具体的なことにつきましても、ここに私承知しておりませんので、係の者からあらためて申し上げるようになりたいと思ひます。御趣意はまつたく同感でありますので、できるだけただいまの御意見に副うように努力したい、こう考えておられます。

それから労務加配米のことであります。これもお話の通り、今日まで炭鉱、重労働というふうなものと比較して、私ども漁業者の労働がそれに劣らない重労働である、こういうように考へておられます。現在安本並びに食糧局に對しまして、水産廳としては再々會合をいたしまして、いろいろな案を作成いたして折衝しております。実は十一月のこの二十四年度から実施していただくように努力しております。しかしながら五月に大体新米穀年度のわくがきめられる、こういうことでありますので、少し時期を失したために十一月からの実施はできなかつたのであります。とにかく現状では安本と食糧局はその重要性は十分認める、できるだけひとつ方法を講じよう、しかし根本的のわくをかえるといふことは、これは今日できない、何かそこに便法によつてとりあえず方法を講じよう、こういう段階まで進んでおります。その内容は沿岸漁業者に對しても定置加配をしてほしい、こういうことを要望いたしましたのであります。が、定置加配となりますと、従来はリンク制をやつておられますので、そこにわくを新たに作るということとは、どうも操作し、現物の関係でできないというので、現在ではとにかく沿岸漁業者に對してはリンク米の前渡しというふうな形で実施しよう、それは豊漁の際にあらかじめ前渡しをする、前渡しして不漁の場合はどうするか、不漁の場合はこれは漁獲物がないのでありますから、リンクの代償がないのであります。返さなくても、つまりリンクしなくてもよろしい、というふうな了解で行こうじやないか、今四合ということに数量がはつきりしておりません。とにかく現在よりは何か増すということに相なつておられますので、來年度に對してはもつと確実に対策が立てられるように努力したい。こういうように考へておられます。

それから加工水産物の取引税については、業者の方からわれわれに要望されておるのであります。私どもも申しまして、これは食糧との関係から見ても十分理由のあることと考へておられますので、これも係の方と話し合つて折衝をするようにいたしておられます。加工水産物の集荷機関に對する金融

のことではあります。これは集荷機関に金融がつけられれば、今の生産者の金融も緩和されることはもうお説の通りなのであります。ただ先ほどから問題になつておられますように、水産に對する全体の金融のわくというものが今日非常に狭い。これはやはり一つ一つ取上げていくということではなかなか解決がつかないのではないかと、根本的に水産に對する金融のわくを拡大する。こういう対策を立てない、一々銀行に折衝するというようなことでは、これは解決できない問題ではないか。私どもとしましては、金融機関に對してはもろもろ業者の要望に沿うように協力いたしますが、根本的に水産金融をもつと大きなものにさせよう。こういう対策を、皆様のお力添えを拜借いたしまして立てていくことが一番大切なことであります。現下の情勢といたしましては、できるだけ市中金融機関なり、あるいは日本銀行のあつせん部なりに、当局としてもできるだけ努力して、これを強化するようにしていき。今それ以上に具体的にどうすればなし得るといふ案は持つておりませんので、そういう考へ方でも進みたいと思つておられます。

○鈴木委員 長官の御答弁で大体了承したのでありますけれども、ただ最後の点の私が申し上げておりますのは、融資の順位において鮮魚と加工品が違ふ。鮮魚の出荷機関に對する融資は乙になつておるのに、加工品の出荷機関に對する融資は丙になつておる。でありますから現在の形においていかかに金融機関に折衝いたしましたも、これは解決できないのであります。でありますから、少くとも指定水産物に關

のことであります。これは集荷機関に金融がつけられれば、今の生産者の金融も緩和されることはもうお説の通りなのであります。ただ先ほどから問題になつておられますように、水産に對する全体の金融のわくというものが今日非常に狭い。これはやはり一つ一つ取上げていくということではなかなか解決がつかないのではないかと、根本的に水産に對する金融のわくを拡大する。こういう対策を立てない、一々銀行に折衝するというようなことでは、これは解決できない問題ではないか。私どもとしましては、金融機関に對してはもろもろ業者の要望に沿うように協力いたしますが、根本的に水産金融をもつと大きなものにさせよう。こういう対策を、皆様のお力添えを拜借いたしまして立てていくことが一番大切なことであります。現下の情勢といたしましては、できるだけ市中金融機関なり、あるいは日本銀行のあつせん部なりに、当局としてもできるだけ努力して、これを強化するようにしていき。今それ以上に具体的にどうすればなし得るといふ案は持つておりませんので、そういう考へ方でも進みたいと思つておられます。

○鈴木委員 長官の御答弁で大体了承したのでありますけれども、ただ最後の点の私が申し上げておりますのは、融資の順位において鮮魚と加工品が違ふ。鮮魚の出荷機関に對する融資は乙になつておるのに、加工品の出荷機関に對する融資は丙になつておる。でありますから現在の形においていかかに金融機関に折衝いたしましたも、これは解決できないのであります。でありますから、少くとも指定水産物に關

のことであります。これは集荷機関に金融がつけられれば、今の生産者の金融も緩和されることはもうお説の通りなのであります。ただ先ほどから問題になつておられますように、水産に對する全体の金融のわくというものが今日非常に狭い。これはやはり一つ一つ取上げていくということではなかなか解決がつかないのではないかと、根本的に水産に對する金融のわくを拡大する。こういう対策を立てない、一々銀行に折衝するというようなことでは、これは解決できない問題ではないか。私どもとしましては、金融機関に對してはもろもろ業者の要望に沿うように協力いたしますが、根本的に水産金融をもつと大きなものにさせよう。こういう対策を、皆様のお力添えを拜借いたしまして立てていくことが一番大切なことであります。現下の情勢といたしましては、できるだけ市中金融機関なり、あるいは日本銀行のあつせん部なりに、当局としてもできるだけ努力して、これを強化するようにしていき。今それ以上に具体的にどうすればなし得るといふ案は持つておりませんので、そういう考へ方でも進みたいと思つておられます。

○鈴木委員 長官の御答弁で大体了承したのでありますけれども、ただ最後の点の私が申し上げておりますのは、融資の順位において鮮魚と加工品が違ふ。鮮魚の出荷機関に對する融資は乙になつておるのに、加工品の出荷機関に對する融資は丙になつておる。でありますから現在の形においていかかに金融機関に折衝いたしましたも、これは解決できないのであります。でありますから、少くとも指定水産物に關

しては、指定出荷機関がこれを出荷した場合に鮮魚と何ら差等をつける理由を認めないのでありますから、これを乙に引上げざるを要せずやつていただければ、あとは現地の金融機関で解決することができるといふ点であります。

○外崎委員 今新長官は漁港問題は重要と考えておられる。それから予算はできるだけ御希望に沿いたい。こういう御意見でありましたが、重要に考えておるとはどの点まで考えておられるのか。御意見に沿いたいなどというふうな月並な御意見は、長年われわれは政府当局から聞いてきて、ひとつも信賴することができない。そこで漁港、船入間などについては、私も昨年以來日本海、並びに太平洋沿岸を見てまわりました。日本で完全な漁港、船入間はないというところが言ひ切れるのであります。しかも漁獲の高は存じませぬ。三百五十万もあるという漁民の生命に關して、従来の政党も政府もほとんど重きを置いていないというところが、この漁港、船入間を見てわがかります。現に私どもの故郷は青森縣の端であります。ついでこの間來る時も漁港不完全のためには、妻子の申の前において二十何名が死んでおるのである。そこで補助率の五割、八割は問題でない。この漁師の生命を保障するために、國家がどこまでも全額國庫負担をもつて完全なものをつくつてやるのが当然な義務である。私は多年考えております。またこれを叫んでおります。そこで新しく幸いにも水産廳へ一歩前進した今日、わが長官を迎えたわれわれは、喜んでこれは託し得るものであると信じておるのでありますから、何

も補助率の七割も八割も問題でなく、でき得るだけ一日も早く全額國庫負担をもつて、各港を完全な漁港にし、船だまり、船入間あるいは避難所等をつくつてもらいたい。もちろん全國の要望を一遍にやることは、今日の予算では許しませぬけれども、少くとも一縣に二つくらいずつでもよろしいから、年々各地方の要望に沿うて、完全なるものをつくつてやらなければ、船の損害や物資の損害ではない、この大切な生命をあまりに抹殺されておられることを、非常に遺憾にたえないのであります。この点重要に考えておられるという長官は、どこらまで考えておられるのか、そうしてどういう方法でこの漁港、船入間に対するあれをもつておられるのか、この点をひとつ承りたいと思ひます。

○藤田説明員 ……
○外崎委員 藤田さん、あなたは再三お伺いしてわかつておられます。新しい長官にお伺いするので、あなたは拒否します。
○西村委員長 外崎君に御注意いたしますが、長官のお答えとしてお聞き願ひます。政府委員でけつこうだと思ひますから……

○藤田説明員 私どもの現在考えております点の御説明を私からいたしました方がよろしいと思ひますが……
○外崎委員 委員長、御注意ですが、長官の意見を聞くのです。政府委員の意見はしばしばお伺いしてわかつておられますから、新しい長官の御意見はどういう御意見であるかというところをお伺いしておるのであつて、その問題は委員長はあしからず、新長官に御答弁願ひます。

○飯山政府委員 ただいま漁港に關して私が重要だと言つた点について、いろいろ御意見が出たようであります。重要とはどの程度まで重要かという御意見が出たようであります。私としては、漁港は絶対に水産に必要だと考えておるのであります。しかし私まだ新任しまして日が浅いので、漁港に關する具体的計画を自分は承知しておられませんので、そういう程度のお答えをして、まことに御不満を買つたのは申訳ないのであります。その具体的計画について、私にかわつて次長からひとつ説明してもらいたいと思ひます。そういうふうな御了承願ひたいと思ひます。

○外崎委員 その点は了承しました。時間のないのに何度もそういうことをお伺いするのはなんですか、あとでゆつくりお伺いいたしませう。そこで油について、この前に政府は需給の準備ができて、需要者の八割は、要望にこたえることができるというところを聞いておつて、われわれも非常に力強く、各地方にまわつても油の心配はないと強調してまいりました。しかるに各地をまわつてみると、どこも油の不足は八割、七割、五割という問題ではない。一体どの点において政府がこの油について、少くとも要望の八割はでき得ると申されたものか、現在それが行われつつあるかないか、地方においては行われておりませんか、この点は一ひとつ長官でなくとも、藤田さんにもお伺いしたいと思ひます。

○藤田説明員 従来油につきましては、非常に漁船がたくさんできてまいりました關係で、油の總量は決して減つてはおりないのであります。しかし

ながら漁船が大きくなつて、数が殖えておられます關係で足りなくなつておられる。大体需要の七、八割程度しか渡つておられないという実情であるわけでありませぬ。今度の十一月分につきましては、これは十月分よりも殖えまして、ただし重油だけが三万二千キロリットル割当を受けたと考へておられます。従つて以西の底引でありますとか、かつお、まぐろでありますとか、そういうものについても若干のものを増すことができる、十一月分は何とか行けるのじやあるまいかというふうなことを私も考へておられます。ただ地方的にいろいろの漁業を見ます場合に、あるいは地方々々ではそういうふうな非常に足りない漁業種類も起つてくるのじやないか、かように考へますが、全体から考へますと、依然として不足ではありますけれども、十一月分については從來よりもよい。しかしながら今後の見通しはいかんといいことになりませぬ。特殊な事情が勃発いたします場合は、油についても相当將來窮屈になることは覚悟しなければならぬと考へておられます。

○外崎委員 とかく漁業の問題というので、政府は以西の底引を中心に考へておられる。説明するのにもいつも以西を例にとつて、北海道や東北というものはほとんど水産廳は考へておられないが、以西ばかりが海じやない。私は東北方面の代表としてはなほ遺憾に考へておられる。しかも船が多くできたと云うが、船というものは今日注文して明日できるものではありません。私も造船業をやつておつてよくわかつておりますが、去年の委員会で数回にわたつて油は八割は大丈夫だといふこ

とを説明しておるのに、わずか一年たないうちに船が何十倍にもなるべきはずもない。その見通しもつかずして、油が何十万トンくらいで八割くらい行くだらうというふうでは、われわれも困る。なぜならば、あなた方専門家をわれわれは信賴して地方に帰つて話しておる。しかるに六割、七割はもつてのほかで、おそろく三割もいつていない。やむを得ずさまぐの油を使つてゐるために一命を失う者があるのは非常に嘆かわしいと思ふ。そうしてだん／＼窮屈になつておる。外資の導入が叫ばれ、盛んに貿易をやつて行く場合に、この重要な漁業に対して油の配給ができないようでは、いくら敗戦國でも遺憾のきわみであります。この点に對して新しい長官はどういうふうな御意見をもつておられるか、御意見を承つておきたいと思ひます。

○飯山政府委員 ただいま燃油の問題で非常に不足しておるといふお言葉がありました。それはその通り私も承知しておられます。これは速記をとめていただきたいと思います。

○西村委員長 速記をとめて……
(速記中止)

○西村委員長 この際おはかりいたします。実は協同組合法案等の關係につきまして、關係方面と約束の時間になつておりますので、そちらの方に出していただきます。その方の促進もいたしたいと実は考へておるのであります。従ひまして今日の會議はこの程度にしてやめさせていただきます。考へておられるわけでありませぬ。ただこでおはかりいたしますことは、先ほど申し上げました会期切迫の今日でありませぬ關係上、漁業協同組合法に關係す

る各法律案の事前審査の件でございますが、國政調査請求並びにこの事前審査請求等に関する諸種の手續等は委員長に御一任を願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それではその通り決定いたします。

なほ石原君の方からの御希望の点並びに小委員会を設置して漁業関係の法案の審議等の点につきましては、その通りとはからうことにいたしたいと存じますから、小委員その他の選任等は次会にお譲りをさしていただきたいと考えますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議ないと認めまして、その通り決定いたします。

それでは本日はこれで散会いたします。

午前十一時三十五分散会

昭和二十三年十二月四日印刷

昭和二十三年十二月六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局